年管管発0417第２号

基徴収発0417第１号

平成29年４月17日

雇用均等・児童家庭局総務課長

社会・援護局総務課長

社会・援護局障害保健福祉部企画課長　　殿

老健局総務課長

年金局事業管理課長

〔公印省略〕

労働基準局労働保険徴収課長

〔公印省略〕

各業における新規許可申請時における社会保険及び労働保険の適用状況の確認について

（協力依頼）

社会保険（健康保険及び厚生年金保険）については、法人の事業所又は常時５人以上の従業員を使用する適用対象事業の事業所の事業主に対して、また、労働保険（労災保険及び雇用保険）については、労働者を使用する全ての事業主に加入義務を課している。

しかしながら、中小零細事業を中心に加入手続を行わない事業主が一定程度存在しており、これを防止するため、建設業や運輸業においては、各業の新規許可等申請時において、社会保険及び労働保険（以下「社会保険等」という。）が適用されていることが確認出来なかった場合に、日本年金機構もしくは都道府県労働局（以下「日本年金機構等」という。）に事業所情報を提供する取組が実施されている。

社会保険等の未適用事業所の加入促進については、社会保険等の制度の健全な運営や労働者の福祉の向上等の観点から重要であり、厚生労働省として従来から取り組んできたところであるが、今般、厚生労働省全体として更なる取組の強化を行うため、各業の新規許可（届出、指定、登録等を含む。以下同じ。）申請時において、社会保険等の適用状況を確認し、適用されていることが確認出来なかった場合に、厚生労働省に事業所情報を提供する取組を、下記の要領に基づき、実施していただくよう、貴課から各都道府県担当課あてに協力依頼（地方自治法第２４５条の４第１項の規定に基づく技術的な助言）を行っていただきたい。

また、各都道府県のホームページ（各業の許可等の様式を掲載しているページ）に、新規許可申請時に、社会保険等が適用されていることの確認を行うこと及び確認のために必要な書類か何であるか等を掲載していただくとともに、各窓口に別途日本年金機構から配布する予定のパンフレットを備え、必要に応じて事業主等に配布していただくよう、依頼を行っていただきたい。

　なお、平成26年１月17日付の雇用均等・児童家庭局総務課長等宛依頼「新たに営まれる社会福祉事業等の許認可等に係る情報提供について」については、平成29年７月１日付で廃止する。

記

１　確認方法について

　　　新規許可申請時に社会保険等への加入が確認できる下記のいずれかの資料の写しの提出又は提示を求めることとする。

　　（１）社会保険（健康保険及び厚生年金保険）

　　　　○保険料の領収証書【参考１ 資料①】（※１）

○社会保険料納入証明書【参考１ 資料②】（※２）

○社会保険料納入確認書【参考１ 資料③】（※２）

　　　　○健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書

【参考１ 資料④】（※３）

○健康保険・厚生年金保険適用通知書【参考１ 資料⑤】（※３）

※１　毎月、年金事務所が事業主に送付

　　　　　※２　事業主の求めに応じ、年金事務所が発行

　　　　　※３　新規許可時に保険料の支払いが発生していない場合は、本通知書で確認

　　（２）労働保険（労災保険及び雇用保険）

　　　　○労働保険概算・確定保険料申告書【参考１ 資料⑥】

　　　　○納付書・領収証書【参考１ 資料⑦】

　　　　○保険関係成立届【参考１ 資料⑧】

２　情報提供について

新規許可申請時において、地方自治体は、事業主に対し、社会保険等への加入状況にかかる確認票（別紙１）の提出を求めることとする。

また、地方自治体は、以下の事業所について、次の宛先に適用未確認事業所リスト（別紙２）により情報提供を行うことする。

（１）情報提供の対象となる事業所（下記のいずれかに該当する場合）

　　○別紙１の提出がない事業所

　　○別紙１のⅠ（社会保険）において

　　　　・「１加入している。」と回答した事業所のうち、確認書類の持参を失念した事業所

　　　・「２現在、加入手続中である。」と回答した事業所

　　　・「３今後、加入手続を行う。」と回答した事業所

　　　・「５適用事業所かどうか不明である。」と回答した事業所

　　　・いずれの番号にも○を付さなかった事業所

　　○別紙１のⅡ（労働保険）において

　　　　・「１加入している。」と回答した事業所のうち、確認書類の持参を失念した事業所

　　　・「２現在、加入手続中である。」と回答した事業所

　　　・「３今後、加入手続を行う。」と回答した事業所

　　　・いずれの番号にも○を付さなかった事業所

（２）情報提供の宛先

厚生労働省特殊メールアドレス

hoken-miteki@mhlw.go.jp

　　（３）情報提供方法

　適用未確認事業所リスト（別紙２）に必要事項を入力し、前月分（1ヶ月分）をとりまとめて翌月の10日までに電子メールによる送付により情報提供する。（随時情報提供することも可）

なお、対象事業所の該当がない場合、その旨の報告は特段要しない。

３　実施開始時期

　　　本取組は、平成２９年７月１日から行うこととする。

４　事業主向けパンフレット

　　　地方自治体の窓口に、社会保険等の制度周知のパンフレットを備えていただき、必要に応じて事業主等へ配布されたい。

パンフレットについては、年金事務所が地方自治体の担当課に必要部数を聴取の上、平成２９年６月中に送付する予定としている。

５　参考資料

　　　本取組の参考資料として以下の資料を添付するので参考とされたい。

【社会保険及び労働保険の加入を確認する根拠資料】

　　参考１　様式例（保険料の領収証書等）

【確認方法の手順を示した図】

　　参考２　確認の流れ（図）

【社会保険及び労働保険の適用要件を業種別にまとめた資料】

参考３　社会保険及び労働保険の適用要件について

【質疑応答例（事業主向け、主に地方自治体向け）】

　　参考４　よくいただくご質問およびご質問への回答

【必要に応じて事業主に配付していただくもの】

　　参考５　事業主向けパンフレット

［本取組についての問い合わせ先］

　厚生労働省年金局事業管理課

厚生年金保険管理係　岸野　野本

　　　TEL：03-5253-1111（内線3566）

厚生労働省労働基準局労働保険徴収課

適用係　高田

　　　TEL：03-5253-1111（内線5156）

［適用要件等、制度一般についての問い合わせ先］

 日本年金機構地域部照会先一覧　別添１

 都道府県労働局照会先一覧　　　別添２